

ザ・特定行為実践

第16号
2024年5月 作成
特定行為研修室 発行
森永:PHS3126

*当院では、特定行為研修を修了した看護師を「特定看護師」と称する（院内マニュアルより）



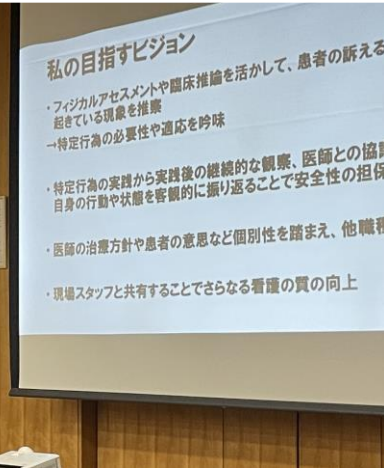
令和5年度 特定行為実践報告会を3月19日に行いました。聴きに来てくださった皆様、ありがとうございました。

今回の報告会では、看護師特定行為とは何か、当院研修機関で行っていること、院内に在籍する特定行為研修修了看護師と活動を簡単にご紹介させていただいた後、3名の看護師より活動実践報告を行いました。それぞれが、『集中治療室』『救命救急センター/救急外来』『手術室』と様々な現場での活動実践を報告し、今後の課題や目指すところを発表しました。【知っているようで知らない特定行為】を知っていただける機会となったのではないかと思います。

今後は、さらに特定行為実践により患者さんやそのご家族にとって、利益となるような看護を、そして、医療職種間のタスクシフト/シェアが効果的に行えるよう取り組んでいきたいと思っています。



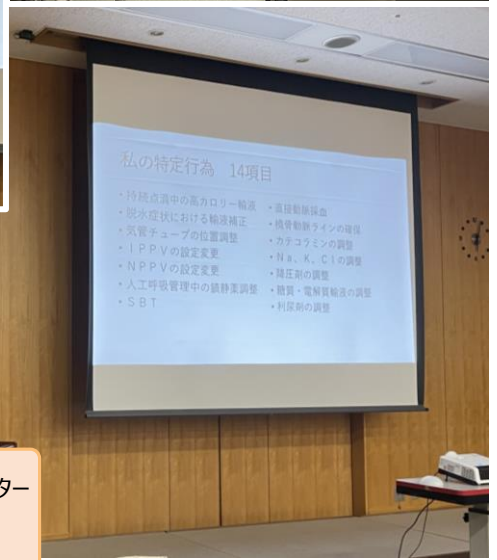
集中治療室
石川 智也




手術室
山内 康佑



救命救急センター
/救急外来
大石 泰規



 今年度より、特定看護師が所属する看護部特定看護師会が動き出します。特定看護師に対する期待やご要望がありましたら、ぜひお声かけください。



特定看護師は、基本的に、**所属部署の業務フィールド内・通常勤務時間**に特定行為研修で学んだことを活用し、特定行為実践に取り組んでいます。今後ともご支援宜しくお願い致します。

特定行為や特定看護師について、何かご質問等がありましたら、特定行為研修室担当 森永までご連絡ください。